

新型コロナウイルス感染症対策と新潟市社会教育施設等 利用ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策と社会教育施設等での活動の両立を進めるために、社会教育施設等で行われる活動に係る基本的な考え方を示すものです。

5月8日以降の利用については、有効とされている以下の基本的感染対策を参考に、各施設や事業の内容により判断することとします。

1 基本的な感染症対策について

① 「3密」(密集・密接・密閉)の回避、人と人との距離の確保

密集しない 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮を行う。

密接しない 飛沫を発生させないように、工夫する。

密閉しない 定期的に換気を行う。活動終了後はなるべく速やかに退館する。

② 手洗いや手指の消毒

2 マスクの着用について

マスクの着用は利用者(本人)が判断する。

3 本ガイドライン対象施設(教育委員会所管施設)

対象施設名	問い合わせ先
中央図書館	中央図書館 025-246-7700
新津図書館	新津図書館 0250-22-0097

4 適用期間

本ガイドラインの適用は令和5年5月8日からとし、感染状況の変化や新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更があった場合には見直す。